

# 第1回九重町立小学校のあり方検討委員会

期 日：令和7年9月11日(木)：18:30～  
場 所：九重町役場 3階 301会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ (九重町教育委員会 教育長 時松栄子)
- 4 自己紹介
- 5 九重町立小学校のあり方検討委員会設置要綱の説明

## 6 委員長・副委員長の選任

(※ 委員長は九重町立小学校のあり方検討委員会設置要綱第5条の規定により委員の互選。  
副委員長は、委員長の指名。)

委員長	様
副委員長	様

## 7 委員長あいさつ

### 議事

## 8 検討依頼事項

- 1) 魅力ある学校づくりについて
- 2) 少人数教育及び地域密着型教育の充実について

## 9 現在の状況について説明

### ■学校再編整備計画について

- ・ 第一次学校再編整備再編 (H21年6月)
- ・ 第二次学校再編整備計画 (H24年9月)
- ・ 第二次学校再編計画に係る小学校統合計画 (改正) (R元年11月) 別紙資料①
- ・ 学校再編整備計画の見直しについて (R5年11月) 別紙資料②

■児童生徒数の動向について 別紙資料③

### ■「このえ学園」基本計画について

- ・ 令和7年度このえ学園基本計画を学校で推進するために 別紙資料④  
このえ学園基本計画推進手引き (H31年4月)

10 今後のスケジュールについて

10月 第2回（検討依頼内容について）

12月 第3回（検討依頼内容について）

令和8年2月 第4回（意見書の原案の審議）

3月 第5回（意見書の成案について）

11 その他

■次回委員会について

第2回委員会	月	日
	時	分～

12 閉会

## 九重町立小学校のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 少子化の急速な進行に伴う児童数の減少を踏まえ、九重町立小学校（以下「町立小学校」という。）の規模の特性を生かした教育活動のあり方や児童にとって望ましい教育環境整備等を検討するため、九重町立小学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、九重町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じて、前条の目的を達成するため、調査及び検討を行い、その結果について教育委員会に意見書を提出するものとする。

### (組織)

第3条 委員会の委員の定数は、22名以内とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 小学校保護者代表
- (3) こども園保護者代表
- (4) 学校長代表
- (5) 教職員代表
- (6) 学識経験者
- (7) その他、教育委員会が適当と認めるもの

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する意見書を提出した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員が委嘱された最初に招集すべき会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育振興課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この告示は、公布の日から施行する。

九教振第1457号  
令和7年9月11日

九重町立小学校のあり方検討委員会  
委員長 殿

九重町教育委員会  
教育長 時松 栄子

## 検討依頼書

九重町立小学校のあり方検討委員会設置要綱第2条に基づき、次に掲げる事項について検討の上、意見をいただきたく、理由を添えて依頼いたします。

### 1 検討依頼事項

#### ① 魅力ある学校づくり

第二次学校再編整備計画に係る小学校統合計画（改定）では小学校は6校を維持することとしています。児童数や学級数が減少していく中で第5次総合計画の教育分野の基本目標である「地域に学び、ひとを育て、未来が輝くまちづくり」を実現できるようにするために、各小学校でどのような取り組みが必要なのか検討願います。

#### ② 少人数教育及び地域密着型教育の充実

平成27年に策定した『ここのえ学園基本計画』はスタートして10年を迎えます。節目の年である今年度は、取組の更なる深化・充実のため、ここのえ学園を構成する関係機関による基本計画の総合的な評価・見直しを行っています。地域とともにある学校運営及び社会に開かれた教育課程の実現には地域との連携が不可欠であるため、ここのえ学園基本計画について学校と地域が連携した持続可能かつ効果的な取組となるために、どのような方策が必要なのか検討願います。

### 2 検討依頼理由

本町では、九重町第5次総合計画や九重町教育大綱に掲げた理念をもとに「豊かな心・確かな学力・健やかな体」をバランスよく育み「生きる力」の育成に取り組んできました。平成27年度からは『子どもたちの「15の春」のあるべき姿をめざして教育改革に取り組む』をスローガンに『ここのえ学園』を展開しながら、令和元年度からは6小学校の合同設置でコミュニティスクールを導入しました。学校は地域づくりの核であり、地域と連携した学校づくりが教育活動の充実や児童の成長につながっています。

しかし、児童数の減少により、小学校はすべて単学級となり、学校規模は縮小しています。

こうした本町児童数の推移と町内各地域の状況を踏まえ、本町の望ましい学校教育について検討していただきたく依頼するものです。